

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する件 新旧対照表 （傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>一 (略)</p> <p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 八二五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>2 八二五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒二・八四メガチップであるものの受信設備</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">特 性</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">基地局</th> <th style="width: 50%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感 度</td> <td>希望波（毎秒二二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（一）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては（二）</td> <td>希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一四四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特 性		基地局	陸上移動局	感 度	希望波（毎秒二二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（一）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては（二）	希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一四四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">特 性</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">基地局</th> <th style="width: 50%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感 度</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> <td>希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一二五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一％以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特 性		基地局	陸上移動局	感 度	(同上)	希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一二五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一％以下
項 目		特 性															
	基地局	陸上移動局															
感 度	希望波（毎秒二二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（一）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては（二）	希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一四四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）															
項 目	特 性																
	基地局	陸上移動局															
感 度	(同上)	希望波の受信電力が基準感度（（一）一二六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一二四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一二五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一％以下															

実効 選択 度	(略)	一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下	一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	(略)	(略)	(略)

3・4 (同上)

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 八二五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒二・八四メガチップであるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(毎秒二二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、二四デシベル(一	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつ

実効 選択 度	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)

3・4 (同上)

三 (同上)

1 (同上)

2 八二五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒二・八四メガチップであるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	(同上)	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつ

ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超える場合にあつては(二)一二〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下基地局の欄において同じ。)の場合において、ビット誤り率が〇・一%以下

ては(二)一一六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一一二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一一四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、九〇〇

ては(二)一一六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一一二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一一四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、

実効 選択 度	(略)	<p><u>MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては</u></p> <p><u>(一) 一〇九・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)</u>、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二) 一一〇・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二) 一一一・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下</p>
	(略)	

実効 選択 度	(同上)	<p>一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二) 一一一・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下</p>
	(同上)	

3・4 (略)

四〜六 (略)

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(二)一〇〇・八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、(二)九二・八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において、スルーバットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九九・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するも

3・4 (同上)

四〜六 (同上)

七 (同上)

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(二)一〇〇・八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において、スルーバットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九九・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九七・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使

のにあつては(一)九七・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz

用するものにあつては(一)九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五

以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(二)チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(二)チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八二五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(二)チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(三)チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四

MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(二)チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(二)チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(三)チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上

する。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え一、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スルーアットがその最大値の九五%以上

		<p>移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>実効選択度特性</p>	<p>プログラム特性</p>	<p>1) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。</p>

<p>実効選択度特性</p>	<p>プログラム特性</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。</p>

○MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2) 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周

ットを○デシベルとする。) (複号同順とする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。) (複号同順とする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(土)一〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)

シベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

ットを○デシベルとする。) (複号同順とする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。) (複号同順とする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(土)一〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)

波数から(±)15MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)17.5MHz離れた周波数において、帯域幅が5MHzの変調された妨害波を(一)三五デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)で加えた場合において、スルーゲットがその最大値の九五%以上

3) 最大送信電力が20デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)10MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)11.5MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzの基地局にあつては希望波の周

(複号同順とする。)であつて帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が20MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)17.5MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)及び(±)23.5MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスルーゲットがその最大値の九五%以上

(複号同順とする。)であつて帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が20MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)17.5MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)及び(±)23.5MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。) (複号同順とする。)であつて帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスルーゲットがその最大値の九五%以上

		<p>波数から(土)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スルーゲットがその最大値の九五%以上</p>
隣接チャンネル選択度	1	<p>最大送信電力が二四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加</p>

隣接チャンネル選択度	1	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・五MHz離れた</p> <p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加</p>

数から(±) 10MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 11.5MHz離れた周波数において、帯域幅が5MHzの変調された妨害波を(−) 52デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の95%以上

2) 最大送信電力が20デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超え24デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)以下のもの

基準感度より6デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 5MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 7.5MHz離れた周波数に

えた場合、チャンネル間隔が15MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±) 10MHz離れた周波数において、基準感度より42.5デシベル高い帯域幅が5MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が20MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±) 11.5MHz離れた周波数において、基準感度より39.5デシベル高い帯域幅が5MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の95%以上

周波数において、帯域幅が5MHzの変調された妨害波を(−) 52デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の95%以上

えた場合、チャンネル間隔が15MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±) 10MHz離れた周波数において、基準感度より42.5デシベル高い帯域幅が5MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が20MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±) 11.5MHz離れた周波数において、基準感度より39.5デシベル高い帯域幅が5MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の95%以上

において、チャンネル間
隔が一五MHzの基地局に
あつては希望波の周波
数から(±)一〇MHz離
れた周波数において、
チャンネル間隔が二〇
MHzの基地局にあつて
は希望波の周波数から
(±)一二・五MHz離れ
た周波数において、帯
域幅が五MHzの変調さ
れた妨害波を(一)四
四デシベル(一ミリワ
ットを〇デシベルとす
る)で加えた場合にお
いて、スループットが
その最大値の九五%以
上

3) 最大送信電力が二〇
デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとす
る)以下のもの

基準感度より二二デ
シベル高い希望波に対
し、チャンネル間隔が五
MHzの基地局にあつて
は希望波の周波数から
(±)五MHz離れた周波
数において、チャンネル
間隔が一〇MHzの基地
局にあつては希望波の
周波数から(±)七・
五MHz離れた周波数に

--	--	--	--	--	--	--	--

	相互変調特性	<p>1) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz</p>
		<p>において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)二二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	

	相互変調特性	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)二二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局に</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz</p>

から(土) 一二・五MHz
及び(土) 一二・七MHz
(複号同順とする。)離
れた周波数において、
チャンネル間隔が一五
MHzの基地局にあつて
は希望波の周波数から
(土) 一五MHz及び(土)
二五・五MHz(複号同順
とする。)離れた周波数
において、チャンネル間
隔が二〇MHzの基地局
にあつては希望波の周
波数から(土) 一七・
五MHz及び(土) 一八・
二MHz(複号同順とす
る。)離れた周波数にお
いて、それぞれ(一)
五二デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルと
する。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五
MHzの変調された妨害
波を同時に加えた場合
において、スループット
がその最大値の九
五%以上

2)

最大送信電力が二〇
デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとす
る。)を超え二四デシベ
ル(一ミリワットを〇
デシベルとする。)以下

(複号同順とする。)離
れた周波数において、
チャンネル間隔が一〇MHz
の陸上移動局にあつて
は希望波の周波数から
(土) 一二・五MHz及び
(土) 二五MHz(複号同
順とする。)離れた周波
数において、チャンネル間
隔が一五MHzの陸上移動
局にあつては希望波の
周波数から(土) 一五MHz
及び(土) 三〇MHz(複
号同順とする。)離れた
周波数において、チャネ
ル間隔が二〇MHzの陸上
移動局にあつては希望
波の周波数から(土) 一
七・五MHz及び(土) 三
五MHz(複号同順とす
る。)離れた周波数にお
いて、それぞれ(一) 四
六デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとす
る。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五MHzの
変調された妨害波を同
時に加えた場合におい
て、スループットがその
最大値の九五%以上

あつては希望波の周波数
から(土) 一五MHz及び
(土) 二五・五MHz(複号
同順とする。)離れた周波
数において、チャンネル間
隔が二〇MHzの基地局に
あつては希望波の周波数
から(土) 一七・五MHz及
び(土) 一八・二MHz(複
号同順とする。)離れた周
波数において、それぞれ
(一) 五二デシベル(一
ミリワットを〇デシベル
とする。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五MHz
の変調された妨害波を同
時に加えた場合におい
て、スループットがその
最大値の九五%以上

(複号同順とする。)離
れた周波数において、
チャンネル間隔が一〇MHz
の陸上移動局にあつて
は希望波の周波数から
(土) 一二・五MHz及び
(土) 二五MHz(複号同
順とする。)離れた周波
数において、チャンネル間
隔が一五MHzの陸上移動
局にあつては希望波の
周波数から(土) 一五MHz
及び(土) 三〇MHz(複
号同順とする。)離れた
周波数において、チャネ
ル間隔が二〇MHzの陸上
移動局にあつては希望
波の周波数から(土) 一
七・五MHz及び(土) 三
五MHz(複号同順とす
る。)離れた周波数にお
いて、それぞれ(一) 四
六デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとす
る。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五MHzの
変調された妨害波を同
時に加えた場合におい
て、スループットがその
最大値の九五%以上

のもの

基雑感度より六デシ
ベル高い希望波に対
し、チャンネル間隔が五
MHzの基地局にあつて
は希望波の周波数から
(±) 一〇 MHz 及び (±)
二〇 MHz (複号同順とす
る。) 離れた周波数にお
いて、チャンネル間隔が
一〇 MHzの基地局にあ
つては希望波の周波数
から (±) 一二・五 MHz
及び (±) 二二・七 MHz
(複号同順とする。) 離
れた周波数において、
チャンネル間隔が一五
MHzの基地局にあつて
は希望波の周波数から
(±) 一五 MHz 及び (±)
二五・五 MHz (複号同順
とする。) 離れた周波数
において、チャンネル間
隔が二〇 MHzの基地局
にあつては希望波の周
波数から (±) 一七・
五 MHz 及び (±) 二八・
二 MHz (複号同順とす
る。) 離れた周波数にお
いて、それぞれ (二)
四四デシベル (二ミリ
ワットを〇デシベルと
する。) の変調のない妨

害波及び帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3) 最大送信電力が二〇デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）一〇MHz及び（土）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）二二・五MHz及び（土）二二・七MHz（複号同順とする。）離

れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）一五MHz及び（土）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局

		にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz及び(土)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
--	--	--	--

2 (略)

八 (略)

九 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちからMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局(MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信の中継のためMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(土)二・五kHz以内であるものの受信設備

(表略)

--	--	--	--

2 (同上)

八 (同上)

九 八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用してMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちからMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局(MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信の中継のためMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(土)二・五kHz以内であるものの受信設備

(同上)

2 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(土)二・五kHzを超えるものの受信設備

(表略)

2 八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(土)二・五kHzを超えるものの受信設備

(同上)

3 ~~一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの~~
~~の受信設備~~

(表略)

十 ~~八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性~~

(表略)

十一～十四 (略)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十 ~~八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性~~

(同上)

十一～十四 (同上)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、~~八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局~~を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(同上)

十六 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局の審査に適用する受信設備の特性

十六 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。）の審査に適用する受信設備の特性